

臨床社会学の方法

(45) 共同親権と男親塾

中村 正

1. 共同親権制度の導入が決まる

共同親権に関わる民法が改正された。2024年4月16日、衆議院本会議で賛成多数で可決された。さらに、5月17日、参議院本会議でも採決が行われ、可決・成立した。

共同親権については賛否両論があり、世論は割れている。今次改正は、離婚後に父と母のどちらか一方が子どもの親権を持つ現行の単独親権に加え、父と母、双方に親権を認める共同親権を導入する内容となった。争点となっていたのはDVや虐待が背後にある場合である。DVと子どもへの虐待のおそれがある場合は裁判所が単独親権にしなければならないとされた。離婚後、父と母は協議によって共同親権か単独親権かを決め合意できないことがある場合は家庭裁判所が判断することになる。また法務省は、父と母が話し合うことができない状態となり、共同で子どもの養育を行うことが困難な場合も単独親権になる可能性があるとする。

すでに離婚している親やその子どもが、共同親権を裁判所に申し立てることも可能である。その際裁判所は、DVの有無や養育費の状況などこれまでの経緯を調べた上で、子どもの利益のために共同親権が必要かどうかについて判断することになる。

私はこの改正にコメントを求められ、「共同親

権、大事なのは子の利益 DV見逃す懸念、専門職配置を、家族と関わる支援者は」と題した記事のなかで発言した(『朝日新聞』2024年5月18日朝刊)。以下は記事の一部で、私の発言部分を中心とした引用である。

■「加害者変える講座、対策に組み込んで」

改正法をめぐっては、夫婦間の暴力(DV)が継続することへの懸念が大きな論点となった。日本では、DVがある場合、被害者が子連れで離婚し、単独親権を得ることが事実上の避難ととらえられてきた。改正法は、DVや、そのおそれがあれば家庭裁判所が単独親権にすると定めるが、精神的暴力など見えにくいDVを家裁が見逃し、共同親権になることを懸念する声は根強い。

内閣府の男女共同参画会議「女性に対する暴力に関する専門調査会」委員で立命館大特任教授の中村正さんは、「共同親権が一定程度機能するには、当事者へのサポート態勢が整うのが前提。DVの形態は多様なため、評価にあたっては精神科の診断だけでなく、家族関係の親密さなどを分析する心理学的なアプローチも含めた客観的な指標づくりが必要」と話す。

具体的には、虐待の一時保護などで用いられている「リスクアセスメント」の手法を導入し、調査官に加え、ソーシャルワークのできる専門職を家裁に配置することが必要という。

日本のDV対策は、被害者の一時保護や、引っ越し

先の住所の秘匿を行政が支援する措置など、「逃げる」ことに力点を置く。そうした現状に対し、改正法の付帯決議では、加害者プログラムの実施の推進が盛り込まれた。

中村さんは、自治体と連携し、関西で加害者プログラムを運営している。DVや虐待の加害者同士が体験を語り合い、暴力で支配するという誤った考え方を変えていく。受講によって、元配偶者と子育ての協力関係を築ける人も2〜3割はいるという。「親は、子どもの将来のモデルになる。プログラムを受講して変わっていく姿は、子どもにもいい影響を及ぼす」。ただ、「家裁で、受講を免罪符に使う加害者には注意する必要がある」とも釘を刺す。

改正法施行は公布から2年以内。中村さんは「当事者任せにせず、リスクアセスメントと加害者プログラムを組み込んだ体系的なDV対策の整備が必要だ」と注文する。

2. DV や虐待の事案が課題だという議論にも欠けていたこと—男親塾の紹介

課題の指摘のなかにも、男親へのアプローチをどうすればよいのかについては議論がほとんどなかった。DV と虐待による離婚の場合でも男親が暴力を振った場合の親権の扱いについてである。「家族のなかの男性性ジェンダー規範とケアすることの相剋」がここには含まれている。私は17年前から研究プロジェクトとして男親塾を大阪圏域で開発し、実践を行ってきた。男親塾は地方自治体と大学の研究プロジェクト(立命館大学人間科学研究所臨床社会学プロジェクト:中村正代表)が連携し、虐待を理由に子どもを保護された家族、特に父親向けの脱暴力にむけた家族再統合支援事業である。これを男親塾と名付けた。参加を義務付ける制度は日本にはないが、家族のやり直しに向かう意志のある人が任意に参加してく

る。登録している父親は40名程度である(2024年5月段階)。父親たちへの「介入後支援」が必要であるし、それはいかにして可能なのだろうかという問題意識からの取り組みである。虐待事例のほとんどは刑事事件とならない。児童相談所を中心とした子ども家庭支援が基本となる。

そこで、父親を想定した場合、いかなる支援をするべきなのかと考えてきた。離婚せざるを得なかった夫婦が面会交流についての協働を行う際に、対話をもとにして相互に尊敬できる関係をつくれるかどうかが鍵となる。離婚後の子どもとの面会交流において特にリスクのある非同居親には脱暴力という課題を課すべきであり、そのための試行的な実践が男親塾である。共同親権となった場合に子どもの発達をはじめとして夫婦が協働するための家族関係機能回復の場の提供ともいえる。グループワークやカウンセリングである。この一端は、『ハートネット TV シリーズ 子どもの虐待 どう救うのか? ①深刻化する虐待—児童相談所はいま』、NHK-E テレ、2013年5月6日(午後8時〜午後8時29分)等で放映され関心をもたれた。

男性・父親問題を対象にした心理的支援や加害者臨床の取り組みが少ないこともあり、そうした領域での開発が求められると常に訴えてきた。男親塾は虐待親の脱暴力の場として位置づけた男親のやり直しのためのグループワークである。制度上は児童虐待防止法がいう「家族再統合事業(この言葉自体はたんなるやり直しのように誤解を招きやすいが)」の一環である。この取り組みは児童福祉の一端を担う。

虐待のあった元の家族へと子どもを帰すだけの取り組みのようになってしまうと、これは私の本意ではない。「古巣に縊りを戻すのではなく新しい鞘をつくる」という視点からのもので

あり、子どものための家族再統合という視点がないと、単に「家族依存」を強化するだけとなる。

こうしたことを背景にして始めた男親塾である。その理由は、虐待対応の課題は親であるということにつきる。虐待した親がすべきことは脱暴力である。たんに家族の暮らしを再開することだけを家族再統合と呼ばない、家族から暴力・虐待を取り除くことである。また、性的虐待の場合は念入りな親指導となる。

こうした虐待親とかかわりながら思っている。たとえ家族が再統合できなくても、最低限、子どもにとっての親のあり方として、虐待親のもとに産まれたというネガティブな像だけで関係が切れてしまうのではなく、親もまた変わろうとして努力をしていたということが伝わるだけでも子どもには救いではあるし、親から離されたのは子どもの責任ではないということの理解を進めるだけでも子どもの利益になる。何故ならば、子どもを虐待する親は、きまったように子どもの側に虐待を誘発する問題があったからだとは他罰的な態度と意識をもつからである。それが子どもにすり込まれている。

さらに、虐待された子どもはそうした親のもとに生まれたので、将来、自分もまたそうなるのだろうかという不安を抱えることがあるという。加害親として「男親塾」に参加している男性たちには、被虐待経験をもつ者がほとんどである。だから、虐待・DVの事案の場合の面会交流を仮に組織するとしても、こうした男性・父親問題にかかわる相談やカウンセリングを準義務化することが必要であると考え。そうした制度構築をとおして、現行の単独親権制度にも接木すべきだし、何らかの形態で続く父子交流にとっても活かせる方策となるはずだ。DV 加害を主訴として受け付ける京都府の男性問題相談事業でもそうしたことを希望する当事者男性は

いるし、長じた子どもにとっても父親の変化を見ることは意味がある。

3. 虐待の中心には「マルトリートメント」があること

父親にアプローチする際、彼はどんな虐待をしたのかと考える。男親塾に参加する父親の多くはしつけのつもりで叩いて育てるというマルトリートメント(不適切な養育)maltreatmentが多い。また、父親の多くは子育てに取り組んでいないことが多く、せいぜい「協力」程度であることも男親塾の事例には多い。妻に任せたワンオペ育児であることも多く、父親のネグレクト neglect が常態化しているともいえる。にもかかわらず子どもに関わることがあり、子どもが何かをした場合に登場する。通例それは叱るべき行動であると親が思うことが多い。その手段として身体的な暴力が選択される。これはアブ्यूズ abuse となる。この三者の絡まり合いのなかで虐待が起こる。

さらに見逃せないことは DV との関連である。妻に子育てを任せておきながら、「お前の子育てはなっていない」として子どもを強く叱責し、妻を批判する事例が少なくない。これは心理的な DV であり、子どもにも悪い影響を与えるので虐待ともなる。面前 DV という言い方があるが、子どもの前で妻に暴力を振るうことだけでは狭い表現である。家族システムとしてみると、夫がコントロールしていること自体を課題にする必要がある。この場合は広い意味での DV と捉えるべきである。こうした子ども虐待研究と DV 研究の成果を社会実装しているのが男親塾である。

しかし全体としては児童福祉の制度の取り組みなので、主に夫婦のパートナーシップの課題である DV 問題は前景化させにくいし、

法制度も異なる。逆にいえば、虐待問題をとおしてDV問題を関連させて扱うべきであるということがよく見えてくることもあり、外部からの連携組織である男親塾はDVの克服も視野に入れている。保護者指導や再教育を対象にすることは児童福祉の枠内ではペアレンティングということになるが、ジェンダーの視点が十分ではないと実質的には母親向けプログラムとなりがちである。社会福祉が家族システムへ働きかけていると想定するペアレンティングはマザリングとなりジェンダー秩序を強化してしまうことになりかねない。

4. 対象を男親として定義したこと

そこで彼らを男親として対象化することにした。これは参加者たちの意見でもあった。当初は「お父さん子育て支援塾」としていた。それに父親たちが違和感をもった。「俺たち子育てしていないのにしつけないで虐待してきた」という意識が深まった声である。子育てを積極的にはしていない父親の何を問題にすべきなのかと本人たちが問い返してきた。父性を涵養しつつペアレントトレーニングを経て、養育責任を自覚しつつ子育て技術を学ぶという直線的なニーズではないのだと当事者たちが発言してくれた。

総体としての子育て力を身につけていくという、直線的なことではないと父親たちと対話しながら気づいた。ケアと男性性はどう折り合いをつけられるのか、自らの男らしさが課題だろうと考えた。

まず問題とすべきなのは彼らの持つ男性性ジェンダー作用だと考えた。こうして男親塾と名称変更した。さらに、自分の父親と同じようなことをしているとすべての男性が話した。暴力の再生産の告白だった。「男であること、関係

性の再生産(暴力の連鎖)、気づきと再学習」という要素を脱暴力化支援として児童福祉の枠のなかで扱うことにした。こうして男性の虐待被害者の自己認識としての男親が抱える課題に照準することになった。

男親塾は、個別相談とグループワークを基本にしている。児童相談所のケースワークと連動させている。男親塾の担当カウンセラーが各地の児童相談所で非常勤スタッフとして個別の相談に応じており、男親塾参加ケースについてのスーパーバイズも行っている。年に一度は男親塾事例をもとにして家族システムにおける男性性ジェンダーと父親の暴力とDV対策の見地から総合的な研修会も開催している。里親家庭も対象にしているので総合的な男性・父親向けの取り組みとなっている。

男親塾は男性性ジェンダー問題を子ども家庭福祉に持ち込む。具体的には虐待とDVが交差している点を介入対象とする。根拠となる法律や所管が異なることもあり、さらに高齢者虐待やストーキング行為規制も含めた家族丸ごと支援が「家庭の問題」には必要となるからである。親子関係・夫婦関係(内縁関係や元夫婦関係含む)のサブシステムから成る家族は、関係性の束として存在しているが法制度は縦割りなので現実の問題解決に十分には応答できていない。外部連携をとおして接合することを試みてきた。

当該の家族システムにとって父親の暴力は破壊的なので、それを男性性ジェンダー研究の視点から除去することがまずは先決となる。男性性ジェンダーを色濃く纏い、日常的な育児にはあまり関与しないにもかかわらずしつけと称して暴力を用い、家族を統制する義務と役割そして権利が父親にあると考えている男たちを対象にした家族のやり直し支援としている。

5. その男親はモンスターではない

虐待する男親は、特異な存在ではない。一般的にも子育てに積極的でない父親が多いことと重なる。男性の育児休暇の取得率は、2019 年度 7.48%と 2018 年度の 6.16%から 1.32%上昇したものの、依然として低い水準にとどまっている(厚生労働省「令和元年度雇用均等基本調査」から)。子育てに無関心で何も関与しなければ、子育てに随伴する虐待は起りようがない。これはネグレクト的な状態が続くだけである。しかしそのなかで突発的な事件・事故が起こる。そうした父親の育児に関する無関心の日常は、単に発見されない、虐待ともされない「よくある現実」である。もちろんそれ自体は母親の孤立的育児の一因でもあり、間接的な虐待への関与ともいえる。

そこで男親への支援内容が問題となる。男親塾は脱暴力化支援である。躰のために暴力を用いないこと、叱る必要はあるが手段としての体罰をやめること、夫婦のパートナーシップ課題を抱えていることもあるので DV 対策的視点をもつことなどを重視している。これらを結節する男性性ジェンダーの現実根ざすこととしている。男親塾の参加男性たちの日常生活の仕方や育ちの過程で身につけた暴力を肯定する男性性ジェンダー意識や行動を俎上に載せ、彼らと協働して脱暴力への歩みだしの機会と場を創出し、エピソードを出してもらい、言語化し、暴力を用いるのではない選択肢や分岐点について想起していく。それを聞いている他の男性から肯定的なコメントを出しあう。そうではなかった行動の可能性や選択肢が欠如していることを自覚できるようにしている。グループでの語り合い(ナラティブ)をとおして脱暴力の方向性を探るための共通言語をつくりだしながら社会制度としてのハームリダクション政策

展開の礎とすべく取り組んでいる。ハームリダクションとは問題行動を縮減させていくための措置を刑事罰以外に社会的に講じることである。

男親塾は、虐待での介入後支援の必要性について、父親の虐待加害が多くなってきたということに対応している。さらに、「平成 20 年度に家庭復帰した事案 734 件」の事例のうち、「施設入所から家庭復帰までに要した期間が 3 年以内 75.9%、2 年以内が 63.2%、1 年半が 50.8%、半年以内が 21.4%という」現実があり、多くは家庭復帰していることもあり、その過程でこうしたプログラムにつながることが大事となる(「児童相談所等における保護者援助の在り方に関する実証的研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第 48 集、2010 年 主任研究者山本恒雄、136 ページ)。また、「児童相談所はその各約 85%程度に段階的親子再接触の枠組による支援を実施し、さらに約 40 数%の事案に何らかの特定の保護者支援プログラムを実施、その両方を併行して実施しているものが各 30~40%台認められる」(137 ページ)、としている。しかしこの時点での保護者援助の調査にジェンダーの視点は無く、男親塾も対象になっていない。が、貴重なデータであり、これを男親の加害が増加している現在に照らして再検討が必要だろう。

「家庭復帰事案、施設入所事案共に、児童相談所はその各約 85%程度に段階的親子再接触の枠組による支援を実施し、さらに約 40 数%の事案に何らかの特定の保護者支援プログラムを実施、その両方を併行して実施しているものが各 30~40%台認められる」としていることから男親塾の組み込みで奏功することであると推定できる(136 ページ)。

6. 男性のケア能力を鍛える—男親塾での事例をとおして

そのために認知と行動と感情の変更を求めていく。「夫婦喧嘩ではなくDVである」、「しつけではなくて虐待である」、「放任ではなくネグレクトである」、「熱情的な恋愛ではなくストーキングである」、「小言や叱責ではなくモラルハラスメントである」などと別様なたちでの意味づけがなされていく。以下、男親塾に参加している男性を紹介する。面会交流をすすめる際に男性・父親問題が重要であるという本稿のテーマとなるので紹介しておきたい。

1) Aさんは「未熟な父親」として育ち直しをはじめた

父親の虐待で5年間子どもが保護されていた家族である。父親は男親塾という教室に、母親は別のグループに参加し、家族のやり直しを準備していた。二人の子どもを養育する児童養護施設の職員も協力してくれた。その後、写真の交換、手紙のやりとり、ボイスメール、ビデオレターへとコミュニケーションの濃度を高めていくこととした。手紙の交換の段階で小学6年になった息子から問いかけがあった。「おとんはどうしてあんな暴力をふるったのか」と。体を強くするために相当な回数のスクワットをさせ、へこたれたり、いうことを聞かないときはすりこぎでなぐったりしたという。

男親塾で手紙にどんな返事を書こうかと話をした。みんなはとりあえずいったん自分でよかれと思う内容で返事をまとめてみたらということになった。いきなりグループのみんなにまとめてみせるのは難儀だということで下書きするから私にみて欲しいということになり、3枚の便せんに書いてきた。いきなり私がコメントして添削するよりも、みんなの前で読んで感想をもらっ

たらどうかと勧めた。次回の男親塾で別の父親にゆっくりと大きな声で返信の原案を読んでもらった。みんな子どもになったつもりで聞いて欲しいと指示をした。その下書きは虐待をした理由を書いたものだった。冷蔵庫のタバスコを飲ませた理由は、こう書かれていた。「冷蔵庫のなかには薬や酒もあり子どもが飲むとよくないものがあるのだということを分からせたかったから」と。スクワットは強い男の子になって欲しいからだ。これを聞いた男性たちの感想は一樣に、「なんだか悪いのは自分みたいに聞こえる」だった。虐待した理由の説明は、子どもを責める内容になっているのだ。子どもをしつけるためにということらしいのだが他に方法はなかったのかと思う。結局は言い訳にしかならない。説明すればするほどこうなる。暴力や不適切な手段を用いていうことをきかせ、親の思うようにさせようとするのだから、説明する語彙は貧しいし、そしてなによりも文脈が間違っている。

ではどうすればいいのだろうか。語彙と文脈を変えない限り、親子のコミュニケーションは再開できない。男親塾で考えた。そこで最後はこうなった。「すまん。恥ずかしいけど間違ったことをしていた。だからおとんは男親塾というところで親をやり直す勉強をしているんや。おかんにも迷惑かけていた。」という短い返信となった。手紙のやりとりをすることさえできずにいた親子のコミュニケーションの再開はこうしてはじまった。ボイスレターもやった。そして考案したのがビデオレターだ。親が並んでビデオに向かって元気かと呼びかけるのは不自然きわまりない。担当ワーカーが考えた。筆者がインタビューを両親にするというものだった。「お父さん、最近、親のための塾に通っているそうですね。それはどんなところですか。勉強になっていま

すか。」と私が質問した。少々ぎこちなく彼が答えた。「そうですね。私は親としては失格でした。いまから思うと間違った子育てでした。児童相談所によって二人を保護された後に、お母さんと考えました。これからどうしようかと。こんな塾があるけど行ってみないかと提案されて通い始めたんです。いろんなことが勉強になりました。親としては5歳くらいの段階だったのかなと思います。子どものためにというのは言い訳で、自分がむしゃくしゃしていたから虐待をしていたんだと気がつきました。」と話をしてくれた。

お母さんにも聞いた。「塾に通い始めたお父さんはどうですか。」と。「そうですね。塾のあった日は必ずこんな話をしたとかこんなことに気づいたとか話が弾みます。」と答えてくれた。トータルで15分くらいに編集した。次にそれを子どもたちにワーカーがもっていった。そこでさらに工夫した。施設の食堂でビデオレターを観ている二人の様子をビデオに撮ってもらったのだ。小学6年の息子と5年の娘が真剣に見つめている様子が映っている。それを両親にみてもらった。両親が努力する様子のビデオレターをみて、「おとんの目がたれている。やさしそうな顔つきだった。」という感想を息子はもらしてくれた。その直前に届けた写真は施設の部屋のなかに貼ってあった。この家族は離婚ではないが、父性を育む過程こそが虐待を乗り越えて家族をやり直す際に不可欠であると考えての回復プログラムを組んだ。離婚後の父子の関係性をつくっていく際にもこうしたプログラムが要る。週末だけ子どもと過ごせるようになった父親が、小学校高学年になった息子と、公園で自転車に乗る練習をした体験を話した。養護施設には自転車がなく、その子はうまく乗れない。大きな子が補助輪を付けた練習なの

で、周囲の目が気になりつつ、でもうれしくもあったという話に、ほかの参加者は、「父親の役割ってこういうことかとわかったようでした」と語った。傷ついた家族のやり直しには長い時間がかかる。

2) Bさんは暴力が原因で離婚したので自分を変える努力を続ける

二人の息子と脱暴力をしてから会いたいと思っている。長男も次男もすでに成人している。次男が小学6年生の時に妻からの申し出で離婚をした。原因はDVである。彼はそれを認めた。離婚の調停、その後は親権の確認、養育費や慰謝料のこと、不動産のことなど法廷で確認をしてきた。その間に、浮き沈みをしつつ仕事もなし、自らの体調も壊したけれども、いまままで踏ん張ってきた。男親塾にも参加をしている。

ここまでこられたのは彼が友人に恵まれているからだ。社交性もある。もうすぐ55歳。成人した長男なのだから大人同士あうこともできる。それでも彼は遠慮している。本当は会いたい。親父としての今を見せたくないと考えている。自分が惨めだと思っているので、ふがいない父親像をみせたくないというのだ。これは確かに難しい。そんなことはなくて、DVも認めてやり直そうして脱暴力に取り組む姿勢は誠実である。養育費も支払い、住宅も明け渡し、男親塾に通うだけでも多くの離婚後の男性の現実からすると立派だと思う。だからこうした取り組みを進める彼に対して、そろそろ子どもにアプローチしてはどうかと勧める友人たちも多いという。彼を知る近所の人でも心配して声をかけてくれるという。そしてようやく24歳になった次男と再会できた。でも兄はまだ暴力の記憶があるのだろう、再会はできていない。男性は自らの

思いもあり、積極的にはアプローチはしないつもりだという。脱暴力を試みる父親になってから会いたいという思いもわかるが、離婚の原因となった暴力を反省し、脱暴力に取り組む長い経過があるだけでも十分だと思うし、子どもは自らの物語力があるので、惨めかどうかは子どもが考えることだと示唆したこともある。とはいえ、やはり本人の意思もあり、納得のいく時間とすべく共在している場が男親塾である。

3) 日常のエピソードをもとにして子育てを語り続けることだけでも意味がある

Cさんは離婚後父子生活を続けている。子育てがうまくいかずに最近、大きな声で叱責した。それが通報され、児童相談所に子どもを保護されたという。長く男親塾に通ってくれている。その動機は自らの戒めである。保護されるまでは児童虐待ではなく、防止のためにと自主的に参加していた。珍しい父親である。怒りのコントロールが悪いと自認しているので、男親塾での話はいつも子どもとのコミュニケーションのことが中心となっていた。その日の出来事を詳細に語ってくれる。自らも大きな声で叱られ、体罰も受けてきたという。頭ではわかっていても、小学5年の子どもに大人同士のようなやりとりで叱責してしまうのだという話をしてくれる。

少々発達に課題のあるお子さんのようで、きちんと片付けることができないこと、こだわりの行動があり時間が守れないこと、物事を運ぶ段取りが悪いことなどがたくさん語られる。

男親塾に参加している男性たちは月に2回集まる。前半はこの2週間の家族の出来事や自分の感情や心境を語る。後半はそれに対してシェアする。批判はしない、「私」を主語にしてアサーション的コミュニケーションに心がける。

親子の会話のシミュレーションとなる練習でもある。

Cさんの父子生活で努力をする姿にはみんな共感する。その上で、自らの姿に重ねて話ができる。対等に子どもと接して叱りつけた段階でもう子どもに巻き込まれている。子どもに完璧さを求めると悪いところだけが眼に入り、叱りつけることを肯定してしまい、子どもが悪いようにみえてくる。いったい何のために叱っているのかわからなくなるという意見もでてる。

さらにDVのあったBさんが語る。「Cさんが子どもを叱った後にすぐに謝るという光景に過去の自分が重なりました。それは妻に暴力を振るっていた時の自分の行動でした。自分も暴力のあとには謝罪をしていました。それでもまた暴力がでるのでその謝罪は意味がないことにあとで気がついたのです。」と。頑張り屋のCさんはきちんと育てようと意気込んでいる。学習面もそうだが、何よりもしつけに留意しているようだ。あれこれ気づくので子どものアラが目立つ。多少、ゆるめて子どもをみることができるようになるといいなと他の男性たちから期待が語られる。

男親塾に定期的に参加をし、これ以上、関係が悪くならないようにしたいと思っている。子どもも複雑な愛着関係となっていく。怖いけど好きだという矛盾した関係を築くしかない。保護されている期間に何ができるか、男親塾のみんなで考え続けていく。

この三人は男親塾をとおして、子ども虐待や離婚にも直面しながら、子ども、家族、父親の役割、怒りコントロールなどを学んでいる。家族のやり直し、面会交流への動機形成、父子生活の努力というそれぞれの課題は違えども、男性・父親問題としての課題を自覚して取り組んでいる。それまでの家族生活における失敗

を憎悪ではなく、対話と理解の方へと進ませているのは、子どもが大切だと理解をしていることにある。関係を変えた後にもなお、当該の親子関係は残る。子どもに何の責任もない事柄である。もっぱら夫婦や男女の関係の問題を親子関係に持ち込むべきではない。子どもの成長・発達に責任をもつため、リスクの高い男性・父親への面会交流にこうした場を用意すべきだろう。さらに、父性発達のためにも、任意であれ、一般に、離婚後の男性・父親に提供されるものであるとよいと考える。離婚後の男女ができる親としての協働はこの父性涵養に向けた取り組みにあるといっても過言ではないだろう。

7. 共同親権と暴力・虐待問題、そして子どもの権利と利益

77年ぶりの民法改正だが課題山積なので2年かけて準備することになった。先立って2024年4月よりDV防止法が改正された。精神的・心理的暴力が追加された。民法改正ではDV・虐待がある場合は除外することとなったが、新聞のコメントでも指摘したように、特に精神的・心理的暴力について家庭裁判所には判断ができる体制が整ってはいない。DV防止法だけみても加害者対策はなされていない。被害者が逃げるだけの方策である。

ようやく加害者プログラムの実施にむけて自治体を支援するための財政的支援の方策が出された程度である。子ども虐待でも同様に紹介してきたような男親塾の導入はなされていない。離婚の過程における脱暴力の組み込みやそもそもの事前防止の必要性について、連動すべきDVと虐待の防止法への関連付けにつ

いて今次改正はまったく触れていない。暴力があることを前提にした事後的対応だけが山積する課題として指摘されているだけである。総合的な家族にかかわる暴力問題への対応がかけているので、共同親権だけをとりだして組み込むという発想に無理がある。

さらにいえば、改正DV防止法では、長年の要望と実態に即して精神的・心理的暴力により「心身」に害が及ぶ場合、保護命令発令の対象となった。しかしその判断基準は「通院加療していた医師の診断」によるとされた。PTSDなどの診断書が必要となる。実際には、例えば加害者からDVの判断をした医師の供述について、加害者が「虚偽DVだ」と述べることもある。その医師に責任がないと確定するまで3年以上かかった事例もある。日本小児科学会、日本産婦人科学会、日本法医学会などから共同親権の慎重な検討を求める要望が出されていた背景である。

子どもの医療について、別居親の同意を得なかったとして、大学病院が訴えられ、損害賠償が認められたケースがある。この別居親は子どもへの面会交流が認められないと家庭裁判所に判断されていたにもかかわらず、別居親に同意を得るべきだと地方裁判所が判断した事例である。裁判所の判断で、面会交流は認めないとしたにもかかわらず、医療同意を求めるかどうかでは、司法も揺らいでいる。

あと2年、こうしたことを精緻に議論していきたい。

立命館大学(社会病理学・臨床社会学)

共同親権 大事なのは子の利益 DV見逃す懸念 専門職配置を

家族と関わる支援者は

家族や子育てのあり方が多様化するなか、離婚後の父母双方による「共同親権」を導入する改正民法が17日、成立した。離婚しても、子どものためには協力を。そうした理念を掲げるが、多くの家族と関わってきた支援者らが挙げる課題は少なくない。

▼1面参照

■国会で指摘された改正民法をめぐる課題

- 家庭裁判所の体制強化
裁判官や家裁調査官の増員、DV被害に関する専門性の向上が必要
- 仕組みの周知
共同親権でも一方の親だけで決められる「日常の行為」「急迫の事情」の意味を明確に
- 父母の協力構築
離婚後の親へのガイダンスや、子育てに関する計画作りの推進を
- 子どもの意見の尊重
専門家が子どもの意見を聞き取る体制の整備を

「加害者変える講座 対策に組み込んで」

「親権があること、面会できるかは別の問題」と前置きしたうえで、新川さんは法施行を機に、離婚後の子育てへの意識が変わり、面会交流を望む親が増える可能性に期待を寄せる。

懸念の一つは、意思疎通が難しい親子をサポートする態勢が十分ではない点だ。法務省がホームページで紹介している面会交流支援の団体は全国に60弱。新川さんの団体にも遠隔地からの相談が寄せられることがある。

「団体はどれも手いっぱい。親権があること、面会できるかは別の問題」と前置きしたうえで、新川さんは法施行を機に、離婚後の子育てへの意識が変わり、面会交流を望む親が増える可能性に期待を寄せる。

民間だけに任せず、政府が支援できる体制を整える必要がある」と、離婚時の父母に

(寺島崇花)

改正法をめぐっては、夫婦間の暴力(DV)が継続することへの懸念が大きな論点となった。日本では、DVがある場合、被害者が子連れで離婚し、単独親権を得ることが事実上の避難ともとえられてきた。改正法は、DVや、そのおそれがある家庭裁判所が単独親権にすると定めるが、精神的暴力など見えにくいDVを家裁が見逃し、共同親権になることを懸念する声は根強い。内閣府の男女共同参画会議「女性に対する暴力

に対する啓発やカウンセリングの必要性も感じている。同居親が子どもに対して、別居親を「パパ」と呼ぶことを禁じるなど、父母の関係の悪さを子どもと親の関係にも持ち込むケースも見てきた。

「大事なものは、親の関係を優先する考え方。その意識を持つってもらう機会が必要」と新川さんは言う。

(寺島崇花)

中村さんは、自治体と

切断

(彩原里美)

改正法のポイント



親権者の定め方は…

- 協議離婚の場合、父母間の協議で定める
- 裁判離婚の場合、裁判所が定める

裁判所が必ず「単独親権」としなければならないケースは…

- 一方の親に虐待や家庭内暴力のおそれがある
- 父母が協力しあうことが難しい

「夫婦としては別れても、子どもには責任を持つ」という価値観が浸透する可能性はある。

離婚家庭の面会交流を支援する団体「おやこリンクサービス」の新川を代表(59)は、法成立をそう受け止めた。

国会審議では「協力し合えるなら離婚までしない」など、父母が協力関係を持ち帰らないよう求める

「親権があること、面会できるかは別の問題」と前置きしたうえで、新川さんは法施行を機に、離婚後の子育てへの意識が変わり、面会交流を望む親が増える可能性に期待を寄せる。

中村さんは、自治体と